

第 号 × ×
令和 年 月 日 × ×

← 3行空ける

行政文書開示決定通知書

← 3行空ける

×法務太郎様

法務大臣印+全角1文字
(目安として全角7.5)
文字) 分空ける

← 3行空ける

法務大臣 ● ● ● ●

×

← 3行空ける

開示請求書の受理年月日及び
受付番号を記載

令和 年 月 日受付第 号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

(1) ●●●●●●●
(2) ●●●●●●●

以下「法」という表現を使
わない場合は不要

不開示部分が含まれる行政文書を指定する

2 不開示とした部分とその理由

上記1(2)の行政文書には、●●●が記録されているところ、●●●であり、法第
●条第●号に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

条文を明示する「第」を忘れない

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求することができます(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

開示請求書に記載された「求める開示の実施の方法等」の記載内容によって、記載が異なる（情報公開事務取扱要領資料8参照）

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

＜希望された実施の方法＞ 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち、既に開示請求書において記載された開示の実施方法とは異なる方法又は(2)に掲げる日時により開示を行うこともできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
上記1 (1) A4判文書 6枚 (片面4枚、両面2枚、片面印刷8枚相当、うちカラー4枚)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したもの の交付	用紙1枚につき 10円	280円	無料
	③複写機により白黒及びカラーで複写 したもの交付	白黒複写 用紙1枚につき10円 カラー複写 用紙1枚につき20円	140円	無料
上記1 (2) A4判文書2枚 (全て片面) 片面、両面、カラーの枚数内訳を記載する。枚数の誤りに注意する。	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したもの の交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	200円 算定基準に従って計算	無料 基本額から開示請求手数料300円を控除した額を記入

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の9：30から17：00まで（昼休みを除く。）

場所：法務省1階情報公開窓口 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込額）：複写機により複写したものの送付の場合

通常郵便物（定形外）150gまで210円

CD-Rに複写したものの送付の場合

通常郵便物（定形外）100gまで140円

* 担当課等

法務省●●●●係

TEL：03-●●●●-●●●● (内線：●●●●)

対象文書+封筒の重さで料金を計算する